

東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p><u>(遺伝子実験施設における放射線の安全管理)</u></p> <p><u>第13条 第5条第1項第1号に定める遺伝子実験施設(以下「実験施設」という。)に、放射線の安全管理のため、放射線安全管理委員会を置く。</u></p> <p><u>2 実験施設に、放射線障害の防止のため、放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)及び放射線取扱主任者代理(以下「主任者代理」という。)を置く。</u></p> <p><u>3 主任者及び主任者代理は、センター長の意見を聴いて、学長が命ずる。</u></p> <p><u>4 その他実験施設における放射線の安全管理に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(事務)</p> <p>第14条 センターの業務を遂行するため、研究推進部研究支援課は、第5条第1項に定める施設、第7条、第10条、第12条及び第13条第1項に定める委員会の事務を担当し処理する。</p>	<p>本則</p> <p><u>第13条 削除</u></p> <p>(事務)</p> <p>第14条 センターの業務を遂行するため、研究推進部研究支援課は、第5条第1項に定める施設、第7条、第10条及び第12条に定める委員会の事務を担当し処理する。</p>	

附 則(術規則第1号)

- 1 この規則は、平成28年4月4日から施行し、平成28年2月20日から適用する。
- 2 東京農工大学学術研究支援総合センター遺伝子実験施設放射線安全管理規程(平成25年25術規程第2号)は、廃止する。